

北方領土の今 ~戦後から現在~

●北方領土返還要求運動とは

北方四島は、これまで一度も外国の領土となることがなく、国際的な取り決めから見ても、日本に帰属すべき領土です。しかし現在、ロシアに不法に占拠されているこの北方領土問題の解決のためには、ロシアとの外交交渉を粘り強く続けていく必要がありますが、この交渉を後押しする最大の力は、北方領土の返還を求める一致した国民の思いです。

●返還要求運動の始まり

北方領土返還要求運動は、終戦の年(昭和20年)に当時の安藤石典根室町長が、連合国最高司令官マッカーサー元帥に対し、陳情書を取りまとめたことが始まりとされています。終戦直後に北方領土の元住民をはじめ、四島と隣接する根室の人々によってあげられた領土返還要求の声は、北海道全域、さらに全国各地へと展開していきました。

●署名運動

北方領土問題への国民の理解と関心を高めるため、「北方領土の日(2月7日)」と「北方領土返還要求運動強調月間(8月)」が設定されています。また、国民の意志を直接表明する手段として、北方領土の返還を求める署名活動が全国で行われています。集められた署名は、毎年、国会に請願として提出されています。(令和2年3月末91,530,808名)

●墓参

北方領土への墓参は、引揚者に対する人道的な見地により1964(昭和39)年から実施しています。

その後たびたび中断されましたが、昭和61年8月、11年ぶりに歯舞群島及び色丹島での墓参が実施されました。その後、平成元年には国後島、平成2年からは択捉島への墓参も開始され、現在は四島すべてにおいて墓参を実施しています。また、2017年(平成29年)からは、航空機を利用した墓参も実施されています。



平成27年墓参(国後島:古丹消墓地)



島をおわって43年目の平成2年に初めて択捉島のお墓参りにいける事になりました。はりきって行ったふるさとの村は、建物もなくハマナスが咲いているばかりでした。お墓も見あらず、涙も出ないほどがっかりしました。(元島民のお話)

ビザなし交流はなにをめざしているのかな?



●北方四島交流(ビザなし交流)

北方四島交流(ビザなし交流)とは、1991年(平成3年)に日ロ両国間で定められた、日本国民と北方四島在住ロシア人との間の旅券(パスポート)・査証(ビザ)なしによる相互訪問の枠組みによる交流です。

この枠組みにより行われている北方四島交流事業(ビザなし交流)は、「領土問題解決までの間、相互訪問により、相互理解の増進を図り、領土問題の解決に寄与すること」を目的として、1992年(平成4年)から訪問事業と受入事業が行われています。

この交流により、日ロ両国民の理解と友好が深まり、北方領土問題の解決につながる事が期待されています。

また、1999年(平成11年)からは元島民とその家族が故郷を訪れる北方四島への自由訪問が行われています。



平成22年ビザなし交流(青少年訪問:国後島) スポーツ交流・お別れ

●共同経済活動

日ロ間の平和条約締結に向けた重要な一歩として、日ロ両国の法的立場を害さない方法による共同経済活動の実施に向けた協議や現地調査などが行われています。

北方領土返還交渉のあゆみ

1956年 日ソ共同宣言

平和条約に代えて戦争状態の終了、外交関係の回復等を定めた日ソ共同宣言に署名。平和条約締結交渉の継続に同意。歯舞群島及び色丹島については、平和条約の締結後に日本に引き渡されることに同意しました。この日ソ共同宣言により日ソ間の国交は回復されました。



ソ連時代に引き渡すことに同意しているんだね。



日ソ共同宣言署名

1993年 東京宣言

1991年4月にゴルバチョフ大統領が来日し、領土問題の存在を公式に認めました。1993年10月、細川首相とエリツィン大統領は東京宣言で北方四島の帰属問題について交渉を続けることとなりました。

1997年 クラスノヤルスク合意

橋本首相とエリツィン大統領が首脳会談を行い、20世紀中に領土問題を解決し、平和条約を締結することを目指すという内容の合意がされました。また、平和条約は東京宣言に基づいて四島の帰属の問題を解決することを内容とし、21世紀に向けて日ロの友好協力に関する原則等を盛り込むものとされました。

1998年 川奈合意

2001年 イルクーツク声明

森首相とプーチン大統領との間で、日ソ共同宣言や東京宣言に基づき、北方四島の帰属問題を解決し、平和条約を締結するための交渉を加速することが確認されました。

2003年 日ロ行動計画

小泉首相とプーチン大統領は、共同声明において、両首脳の間で、四島の帰属の問題を解決し、平和条約を可能な限り早期に締結し、両国関係を完全に正常化すべきとの「決意」を確認し、「日露行動計画」において、日ソ共同宣言、東京宣言、イルクーツク声明の3文書が具体的に列挙され、その他の諸合意と併せ、今後の平和条約交渉の基礎とされました。

2013年 日ロ首脳会談

安倍首相とプーチン大統領は、戦後67年を経て日ロ間で平和条約が存在しないことは異常であるとの認識を共有し、双方の立場の隔たりを克服して、2003年の共同声明及び行動計画において解決すべきことが確認されたその問題を最終的に解決することにより平和条約を締結することの決意を表明しました。また「日露パートナーシップの新たな未来志向の地平を模索する中で、両首脳の議論に付すため、平和条約問題の双方に受け入れ可能な解決策を作成する交渉を加速化させる。」との指示を各々の外務省に対し共同で与えることで一致しました。

2016年 日ロ首脳会談

安倍首相とプーチン大統領は、平和条約問題を解決する両首脳自身の真摯な決意を表明するとともに、四島において共同経済活動を行うための特別な制度に関する協議の開始に合意しました。また、元島民の方々が自由に墓参・故郷訪問したいとの切実な願いを叶えるため、人道上の理由から、実現可能な案を迅速に検討することで合意しました。

2017年 日ロ首脳会談

安倍首相とプーチン大統領は前年12月の首脳間の合意事項の具体的な進展として、次の3点で一致しました。
(1)航空機を利用した元島民による特別墓参の実現。
(2)共同経済活動に関する四島への官民現地調査団の派遣。
(3)同年8月末の歯舞群島への墓参の際における追加的な出入域ポイントの設置。

2018年 日ロ首脳会談

安倍首相とプーチン大統領は、4回の首脳会談を通じて、次のことについて合意しました。
1. 共同経済活動の5件のプロジェクトについて実現のためのロードマップを承認し、双方の法的立場を害さない形でプロジェクトを早期に実施するべく、さらに作業を進めること。
5件のプロジェクトは次のとおり。
ア) 海産物の共同増養殖 イ) 温室野菜栽培 ウ) 島の特性に応じたツアーの開発
エ) 風力発電の導入 オ) ゴミの減容対策
2. 元島民のための人道的措置について、航空機墓参や臨時的追加的な出入域地点の設置を評価し、手続きの簡素化を続けること。
3. 平和条約締結問題について、「1956年共同宣言を基礎として平和条約交渉を加速させる」との合意を踏まえ、河野外務大臣及びラヴロフ外務大臣を交渉責任者とする事で一致し、さらに交渉を加速させること。

2019年 日ロ首脳会談

安倍首相とプーチン大統領は3回の首脳会談にて、平和条約締結問題について、1956年の共同宣言を基礎に交渉を加速させるとの決意の下で、未来志向で交渉を進めることで一致しました。
その具体的な取り組みとして、(1)北方四島における共同経済活動のうち、「ゴミ処理」と「観光」について実施することで合意し、同年9月にはゴミ処理の専門家が国後島で現地調査しました。また、10月30日から11月2日までの日程で観光パイロットツアーが実施され国後島と択捉島を訪れました。(2)高齢化している元島民に対する人道的措置として、引き続き航空機墓参の実施、出入域地点の追加について合意し、8月に航空機墓参が実施され、また、船舶を使用した墓参における出入域地点の追加などが実現しました。